

限りある財源は夢と活力あふれる元気都市東大阪の実現に向けた主要施策に振りかえるべき。以上の理由により反対するもの。

真実の会

人事院勧告に伴う議案に對して反対する。中長期財政収支見込では、平成三十九年度まで単年度収支、実質収支ともにマイナスが続き、地方債残高は平成二十九年度には一九〇五億円と、平成二十五年度から二百億円近く膨れ上がっている。更に、ゴミの有料化等に伴う市民負担増や防犯カメラ設置補助金廃止等市民サービスに関する予算が削減される中、職員給与アップは時期尚早ではないかと考える。大阪府では独自に人事委員会を立ち上げ本年度は給与を下げるとなっている。東大阪市の給与水準が適正かどうか議論を始める時期が来ているのではないかと。平成二十六年度から平成三十年度の人事院勧告で、職員給与を上げるために必要とする総額は約十億六千万円となった。本市の財政難、人口減少、超高齢社会突入で、若い世代が貧困に陥り、夢や目標が叶えづらい状況にある中、一円でも多く市民に還元し、市民満足をよ

り高い水準に引き上げて頂きたい。今後、人事院勧告で職員給与のアップに賛成できる時代をつくることを誓い反対とする。

十一月二十五日議決案件

討論

日本共産党

東大阪医療センター貸付金約三億七千万円について、市の特別会計にて借り入れを行い、医療センターへ貸し付け、手術支援ロボット「ダヴィンチ」購入費用に充てるというもの。最新技術を取り入れることには賛成するが、その効果と中長期財政運営上の見通し、及び評価も併せて行うことが必要である。医療センターの二十九年度決算では約三億三千万円の赤字であるとともに、健康部の試算では導入による黒字が六年間で僅か四百八十七万円となっている。また、診療報酬等により赤字となる手術が増える可能性が考慮されておらず、更なる赤字の懸念がある。更に、ロボット手術ができず、患者が他の医療機関で治療を受けているとの説明であったが、その根拠もないことが明らかとなった。以上の点からも中長期財政運営を見通すことが困難であ

り反対する。なお、手術支援ロボットは既に納入済であることが判明。購入に対する直接議案ではないが、議会議論の前提を崩すことにもつながる重大問題であることを指摘する。次に、職員給与条例の一部改正について、部長級以上に相応しい幹部が少なくことから導入するとしているが、五十代前半の職員が数年で半減していることは、人件費総量抑制のもとで、職員採用を計画的に行ってこなかったこと、過去に縁故採用等を行ってきたことに起因する。再任用の部長級以上の職員が正規職員の七〜八割程度の待遇となることが続くと、若い職員の意欲を削ぐ事につながる危険性、数年間という限定的かつ慎重に運用するよう求める。次に、一般会計補正予算第四回について賛成するが、以下の点について指摘する。まず、四条図書館について、一年を超える文化複合施設工事の間、閉館するとしているが、地域住民に対する説明とともに、仮設図書館等を検討すべき。次に、家庭のみ収集運搬業務委託について、直営体制を減らす中で、大規模災害への対応や不測の事態に対する危機管理体制

今定例会で可決された補正予算の主な事業

◎平成30年度一般会計補正予算(第4回)	
◎産業技術支援センター整備事業	4,000万円
市立産業技術支援センター空調改修工事費	
★債務負担行為 (期間:平成31年度まで)	
◎経営体育成支援事業	5,600万円
台風21号による被災農業者に対する支援補助金	
◎生活困窮者自立支援事業	5,700万円
生活困窮者に対して実施する自立支援相談、就労支援等にかかる委託料	
★債務負担行為 (期間:平成33年度まで)	
◎生活保護受給者自立支援事業	5,400万円
生活保護受給者に対して実施する自立支援相談、就労支援等にかかる委託料	
★債務負担行為 (期間:平成33年度まで)	
◎子ども・子育て支援事業	900万円
第2期子ども・子育て支援事業計画策定委託料	
★債務負担行為 (期間:平成31年度まで)	
◎ごみ収集処理経費	8億2,199万7千円
家庭系ごみ収集業務委託料	
★債務負担行為 (期間:平成36年度まで)	
◎幼稚園整備事業	2,090万円
市立幼稚園4園にかかる空調整備工事費	
◎幼稚園整備事業	2,100万円
(仮称) 若田こども園にかかる空調整備工事費	
◎公共施設再編整備事業	1,200万円
文化複合施設整備にかかるアドバイザー業務委託料	
★債務負担行為 (期間:平成32年度まで)	

自由民主党東大阪

制をどう構築するのか、その対応を体制のうえで担保するための市直営体制の維持と、委託業者への管理・監督等責任ある対応を求め、次に、男女共同参画センターの指定管理者の指定について、公募に当り二度連続して一者のみの応募となっている。相談事業等を担える団体は少なく、またセンターの役割を鑑みて、直営・非公営も含め見直しが必要。最後に請願について、二請願は市民の切実な願いであり、その思いを受け止め早期に採決すべきであり、継続審査には反対する。

再任用職員の部長職としての雇用が可能になる給与条例の一部改正については反対。一点目、平成二十五年第四回定例会において同様の議案が上程され、総務委員会が再任用職員に重責を求めることは是非、給与形態の問題、職員のモチベーション維持の問題など激しい議論、並びに多くの指摘がされた。しかし、会期中に結論が出ず閉会中の継続審査となり、その後も審議が行われた。そして、平成二十六年第一回定例会

において総務委員会での指摘を踏まえ原案の一部訂正がされた後、全会派一致で可決された経過がある。当時と状況が大きく変わらないうち、このような提案を行うことは、議会の意思をなわがしるにする行為であるといわざるを得ない。二点目、なぜ再任用職員を要職におかなければならない状況が生じたのか、若手職員の育成はどうだったのか、職員のモチベーション管理はどうなっているか、これまでの人事施策について問題はなかったのかなど、しっかりと検証作業を行い、(次頁へつづく)